

くらし支援制度

就職後の新生活をサポート

1.ふるさと就職奨励金

令和2年4月1日以降に、Uターン者で転入から1年以内に就職した場合に奨励金を交付します。
松浦に居住(住民登録)していれば、松浦市外で仕事をする場合も対象となります。

※「Uターン者」とは、過去に松浦市に連続して1年以上居住していた方を言います。



【交付内容】

15万円分の地域振興券を就職又は転入から1年経過後にお支払い

【交付条件】

◎市外に1年以上住民登録していた者で転入から1年以内に就職◎週30時間以上の勤務かつ雇用の契約が1年以上である◎市税等の滞納がない◎採用時の年齢が45歳未満◎過去に「松浦市ふるさと就職奨励金」または「松浦市後継者育成奨励金」または「松浦市Uターン就職奨励金」の交付を受けていない

結婚後の新生活を応援!

2.結婚新生活支援補助金

令和2年4月1日以降に結婚したご夫婦に、住居費や引越費用を補助します。



【交付内容】

結婚に伴う住居費や引越費用を、30万円を上限として補助します。

【交付条件】

◎婚姻日の夫婦の年齢がそれぞれ34歳以下である◎夫婦の合計所得が340万円未満(申請時に無職の人は、所得無しと算出)である◎住居が松浦市内にあり、申請時の住民票の住所となっている◎市税の滞納が無いことなど

※詳しくは担当窓口までお尋ねください。【担当】政策企画課 企画統計係

TEL:0956-72-1111(内線315) E-mail:seisaku@city.matsuura.lg.jp

くらし体験

こころ からだ 満ちる 田舎くらしを体験!

松浦党の里ほんなもん体験

漁村や農村の生活を愛する仲間たちが、農漁村の生活に興味を抱く人々との交流を目的として体験型旅行事業に取り組んでいます。

松浦の暮らしを体験してみたい、地元の人話を聞いてみたい、そんな方にオススメです。

民泊体験 (1泊2日) 7,600円～10,000円(2人以上)

さまざまな体験プログラム(プログラムごとに料金は異なります。)

①

漁業体験

船釣り、たこ漁、
港釣り、養殖場の
エサやり体験など

②

農林業体験

和牛農家
体験など

③

味覚体験

田舎そば作り、
長崎ちゃんぽん作り、
魚のおろし方など

④

伝統工芸

わらぼうし作り、
昔玩具作り、
竹細工など

